

第23回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成28年7月25日(月)

午前10時

場所 第1委員会室

調査事項

- 1 議員定数について
- 2 議員報酬・政務活動費について
- 3 その他

第22回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成28年6月2日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前11時50分

【調査事項】

- 1 議員定数について
- 2 議員報酬・政務活動費について
- 3 その他

【会議の概要】

1 議員定数について

条例の形式、特に前文の意味について事務局から説明の後、議員定数について、前回に引き続き協議した。

主な協議内容

- 議員数については、22人とすることで一致した。
- 理想としての25人について、前文として条例に残すという意見と委員長報告で報告すればよいという意見があった。

結論

事務局で前文素案を作成し、それをたたき台として検討することとした。

2 議員報酬、政務活動費について

附属機関の設置方法について、検討した。

主な協議内容

- 市民と専門的知見がきちんと議論できる仕組みが必要だ。
- 審議会の委員数は7人か8人がよい。
- 諮問する内容は、議員報酬と政務調査費のみだけではなく、議員定数も入れたほうがよい。

結論

附属機関の設置方法について、委員会での協議結果を踏まえ、江藤先生にアドバイスを受けながら、協議していくこととした。

○ 議員定数検討結果

現在の本市議会の議員定数は、前任期の議会において検討した結果、決定されたもので、その内容は「25人が理想であるが、条例定数は24人のままとするも、当分の間22人とする」というものである。

この決定に至った理由は、次のとおりである。

本市議会の機能向上のための方策を検討するため設置された議会機能向上特別委員会において、議員定数を検討するに当たっては、「常任委員会数は三つ」、「委員数は6人から8人」、「議長は常任委員会に所属しない」を基本とすることを決め、それにより導き出された「定数25人、22人、19人」を基準に検討した。その結果、まず、民意を反映させるため、かつ議会機能向上のためには議員定数は25人が理想であるとの意見で一致した。また、更に協議を重ねた結果、「意見の違いはあるものの、一定の結論を出すべきであり、まとめることのできる数字は22人である」との意見でおおむね一致し、これに基づき、現在の条例が制定された。

しかしながら、本条例に基づく定数は、「当分の間」という時限的なものであるため、現任期の議会において、引き続き議会のあり方調査特別委員会を設置し、更なる検討を行うこととした。

議会のあり方調査特別委員会では、議会機能向上特別委員会最終報告を基本にして、現在の議会運営の状況を踏まえながら、本市の適正な議員定数について検討した。

その結果、「常任委員会の数は三つ」、「十分な審査に必要な委員数は7人か8人」「議長は中立的な立場であるため、常任委員会に所属しない」との意見で一致し、本市の議員定数について、議会機能の向上のためには委員数8人とする25人が理想ではあるが、現状においては、現定数、本市の人口規模などを勘案し、委員数7人とする22人が適当であるとの結論に至った。

なお、次の任期以降の議会においても、本市の適正な議員定数の検討は必要であり、その際には専門的知見の活用、附属機関の設置など、議員定数のみならず、議員報酬及び政務活動費も含め、幅広く意見を聞きながら、検討していくべきである。